

## 厚岸町議会 平成29年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成29年9月14日

午後3時15分開会

- 委員長（室崎委員長） ただいまから平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

- 委員長（室崎委員長） まず、初めに議案第63号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

なお、本件につきましては、事件の訂正請求がなされ、本会議において承認され、当委員会に送付されておりますので、本案は、訂正後の内容で審査することにいたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第1表です。

6 ページ、7 ページは、事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めて参ります。進め方は、款、項、目により進めます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、3目農林水産業費負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員長） 14款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料。7目教育使用料。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員長） 15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。2目民生費国庫補助金。4目農林水産業費国庫補助金。6目土木費国庫補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員長） 16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。8目教育費道補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員長） 18款1項寄附金、4目衛生費寄附金。

5目農林水産業費寄附金。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 20款1項1目繰越金。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 21款諸収入、6項3目雑入。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 22款1項町債、4目農林水産業債。

6目土木債。

10目臨時財政対策債。ありませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

4目情報化推進費。

11目財産管理費。

12目車両管理費。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

3目町長選挙費。

(なし)

●委員長（室崎委員長） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

2目心身障害者福祉費。

4目老人福祉費。

5目後期高齢者医療費。ありませんか。

- 6目国民年金費。
- 7目自治振興費。
- 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 地域公共交通対策について伺います。

昨年6月の定例会で、地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、その対応に当たっていただきました。この1年、担当してきました担当課長初め、スタッフの皆さんに正直言って敬意を表したいと思います。

この間、内部の協議会や交通関係者、あるいは各課代表によって協議会に参画をいただき、いよいよ来月2日からデマンドバスが運行されます。この来月から2カ月間、実証運行試験という形で始められますが、2カ月後はどのようにする予定でいるのですか。まず、とりあえず2カ月間、どういう視点で調べて、その2カ月間の後はどういう方向にしようかとされているのか、その辺、伺いたいと思います。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 地域公共交通の活性化協議会におきまして、10月2日から11月30日までの41日間におきまして実証運行試験を5路線させていただく予定でございます。

2カ月後、どうなるかという部分では、あくまでも今回の実証運行試験については、期間を限定した実証運行試験になります。

この間、実証運行試験を行っている間、それぞれの地域に走る予約型の乗り合いバスの乗車状況、それから乗車された方のご意見等を集約いたしまして、また来年度以降どうすべきかという部分を協議会で検討を行っていくということになります。

実証運行終了後については、12月1日からになりますが、これまでと同じバスの運行体系となる予定でございます。

●委員長（室崎委員長） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 今のお話によると2カ月間だけ試験運行で、また12月からは今、運行しているように患者輸送バスというのか、そういう形で戻るとに予定しているよということです。

今回、10月2日からそのデマンドバス運行するのですが、5路線でそれぞれ200円から500円までの料金というか、そういう体系の中で運行されると各家庭、あるいは利用者等に周知しているところだろうと考えますが、以前から見たらば、今、運行している状況から見れば事前に予約制、前日まで、明日ここからここまで乗せてくださいというか、利用しますよというやり方ですよね。

今まではそうではなかったというか、バスの運行そのものは有効になるというか、予約制であるから、ない区間もあるかもしれないけども、いずれにしても端から端の人がまた利用するというのであれば、そこまで走らなければならないだろうし、途中から乗りたいというか、端の人がいなくても当初予定している始発からでなくても、途中で

ら乗るといふ人が出てくれば、その間は行かなくてもいいというか、そういう予定になっているのだろうと思うのですが、その辺のところの運行に当たっての支障というか、懸念されるそういった事項というのか、材料というのか、そういったものは幾らかはつかんでいるのではないかと思うのですが、その辺の大きなところは何でしょうか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 10月2日からの予約型の実証運行試験を実施するに当たりまして、13カ所の地区に分けて地域の説明会をさせていただいております。

その中で、ご質問にありますように、運行上の問題といいますか、そういう部分も確かにございます。と言いますのは、まず、予約型運行を初めて行うという部分で予約の仕方に対する難しさと言いますか、理解をしていただけるかどうかという部分。それから、予約をしていない場合、朝、例えば急に具合が悪くなったと、そういう場合の対応等、地区の説明会においてはいろいろな質問がなされているところでございます。

通常、予約がない場合については、路線の運行は予約型になりますのでなくなります。予約、急な場合であって、そのときに路線の運行の予定が入っているというときであれば、急な場合でも対応はある程度、可能かという説明をさせていただいておりますが、急病等の場合は救急車のほうをご利用くださいという、その症状にもよるとは思いますが、そういう説明もさせていただいているところでございます。

また、厚岸町で初めて予約型運行を行いますので、その後もそういったご質問等があるかとは思いますが、開始までの期間、まだ少し時間はありますので1件1件、その辺については個別に対応させていただいて、説明をしまりいりたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員長） 7番。

●音喜多委員 今回のデマンド型の運行体系になって、正直言って無駄を省くところもあるのです。やり方によっては。

そういった意味では、いいやり方というふうに先進地などを見ている、そのようには感じてはきたのですけれども、ただ、今まで私どもの町では無料で患者バスを運行してきたということからすれば、ある年寄りの方は名前を変えただけの、そして年寄りからお金を取るのではないのという言い方もされた方がいらっしゃったのですけれども、いずれにしても私は今までの十分なだけ無料でというか、そういう地域的な、あるいは今までの経緯もありましたから、そういう対応をしてきたと思うのですが、この機会にいいほうでの機会だなと私は受け取っているのですが、そういった意味で、この2カ月間がいい状態、運行体制になって、そして利用者からもできるだけ不満のないというか、気持ちよく乗ってもらえるような体制になってほしいなと願う1人なのです。

そういった意味では、スタートは大変苦労した、ここまで駆けつけたというか、ここまで準備できたと思うのですが、その正直言ってその2カ月間というのは大変なこれから引き続きやっていくという、芽を出す意味では大変な期間だと思いますので、ぜひ粗相のないように取り組んでいただくようお願いして、この質問を終わらせていただきま

す。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 実施までの間、個別の十分な説明に努めますとともに、実証運行が始まりまして諸問題等、出ないように努力はいたしますが、万が一、そのような問題が出たときには、個別に迅速に対応させていただきたいと考えております。

●委員長（室崎委員長） 7目、他にございませんか。  
8番、南谷委員。

●南谷委員 7目自治振興一般9,000円ですか、旅費、交通費、ここでまずお尋ねをさせていただきます。

この旅費の内容について、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 自治振興一般9,000円の旅費につきましては、地域担当制先進地を行うための職員の視察にかかる旅費でございます。3月だったと思うのですが、議会で一般質問ありました自治会に対する人的支援という部分で先進地として美幌町、津別町等がございますので、その制度についてはある程度、事前に資料を集めて、表面上は勉強させていただいているところでございますが、運用の実態という部分で先進地を視察して、実際、詳細部分についてどのようになっているかという部分を担当する職員に勉強させたいということで旅費を組ませていただいております。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 金額は小さいからとかどうのこうのではなく、ただいま説明がありました。たしか、3月の定例会のときに室崎委員長が質問をされたと、私も記憶をしております。各自治会のほうに職員の担当を配置するということがあったのかなと理解をしております。担当職員を設けて、今、伺ったら美幌と津別と、そんな遠いところではないのでしょうかけれども、それについてはわかったのですけれども、美幌と津別に視察に行かれるのでしょうかけれども、どういう部分を視察してくるのか、地域担当がどのような仕事をしているのか、今回行く、もうちょっと具体的に何を見てくるのかという部分について説明をお願いします。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 具体的な部分という、詳細な部分を見させていただこうとしている、その前に先ほど上げた2町については、向こうの都合もございますので、まだこ

ここに確定したものではなくて、私どもで視察をしていきたいと考えてございます。

それから、詳細について調査をしてみたいという部分につきましては、ちょっと電話等でお伺いしたところ、なかなかうまく進んでいない部分、それから担当によって温度差がある部分、自治会によって温度差がある部分、さまざまな部分があるようでございます。その詳細について、現地に出向いて、担当の方とお話をさせていただき、問題点、町で行った場合に問題点と考えられる部分等を研究してまいりたいというところでございます。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 私は、積極的に取り組んでおられるなど、そのことについては敬意を表します。できれば、行ってきたからすぐ議会のほうにとということではなくて、行ってきて、検討されて、方向性が見えた段階でもいいですから、いつは言いません。議会のほうにもこういうことで、将来方向は町としてはどうだと、それらについてある程度まとまった時点でも僕がかまわないのですけれども、議会のほうにもひとつ報告をしていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 議員協議会等において説明をさせていただきたいと考えております。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 次に参ります。

地域公共交通対策、154万5,000円。数字はこういうふうになるのですけれども、負担金と補助金の関係の入れかえということで、実質、当初予算もあるから、総体的には1,089万1,000円と、こういう事業費になると認識をしておりますが、これで間違いはないですか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町の予算については1,088万1,000円と、協議会の予算については、運賃等の収入がございまして1,089万1,000円という形になります。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 先ほど7番委員の質疑を伺っていたのですけれども、2カ月後、まだ見えない試験運行でございまして、今からどうのこうのということにもならないのだろうなというのはわかりますけれども、少なくとも町の予算を投入して前向きにいろいろな課題があるかもしれない。ですけれども、多くの委員の皆さん、一般質問を過去してきて

おります。私もずっと聞いていたのですけれども、取り組んでいくという姿勢の中で今回、先ほどの答弁では10月以降については白紙だよと、こういうことで答弁をされましたよね。いかがですか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今回の10月2日から11月30日まで実施する部分についてはあくまでも実証運行試験を行うということをごさいますして、来年度以降、このようになるという確定したものではありませんが、ある程度、そのモデルとなる、ただ単に実証試験を行うのではなく、ある程度、そのモデルになる部分として実証試験を行うものでありますので、この運行状況。運行状況というのは予約にもよりますが、乗車の状況、住民の方の意見等を聞いた上で、来年度以降の厚岸町としての地域公共交通としてどうあるべきかという部分を地域公共交通網形成計画案というものを活性化協議会で作成をしていきたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 すみません、10月以降と言ったのですけれども、12月以降に訂正をお願いします。ちょっと聞き違いました。

それから、僕の聞き違いだったのかもしれないのですけれども、先ほどの質疑の中で、もとに戻りますよとさっき言われたのです。僕の耳ではそういうふうに聞こえたものだから、元の戻るといってゼロになるよと理解をしたものですから、今のような質問をさせていただいたのですけれども、前向きにやっていただけると、考えると、今から、そうすると今後も続けていくと捉えさせていただきました。

そうすると、12月以降ということは、今年度は3月までありますよね。12月以降、1月いっぱいですから、12に、1、2、3と4カ月間ありますよと。今回の1,000何ぼという事業を進められるとして、この1,089万1,000円の総事業費かかりますよと

だけど、立ち上げる事務費、それから調査委託料とか、実証運行運転、この2カ月間の費用とは一緒になっていますよね。立ち上げるのに1,000万かかっていると思うのです。2カ月間の費用も入っていますよ。総事業費が2カ月間で1,000万円なんだけど、例えば12月から3月までの分をやりますよと言った場合、これらにも当然財源が必要になってくるだろうなど。

例えば、来年度以降やるよといった場合には、今回は調査委託とか、こういうものは必要はなくなりますよと。ただ、調査結果によっていろいろと数字が変わってくると思うのです。路線の変更、油代も変わってくるだろうし、多くは変わると思うのですけれども、実際のところ1,089万1,000円、2カ月やるための事業なのだけど、私の理解では委託調査費だとか、事務費とか、立ち上げるのにお金もかかっていますよ、これらのお金が実際、まず幾らだったのか。1,000万円のうちのどのくらいかかるのかなと。

それから、もし、例えば来年の4月以降、1年間運営するのに今度は立ち上げではないわけでごさいますから、どのくらいの年間、アバウトでいいですから、どのくらいの

年間、この運営費というのがかかるのかなど、町の負担というのとはなるのかなど、この辺について、もしわかれば教えていただきたいのですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ご質問の内容でございますが、今年度行う事業内容の内訳と、このまま1年間、実施段階になった場合にどの程度かかるかということによろしかったですか。

まず、今年度の事業でございますが、事業期間については6月から3月まで事業の期間になっています。事業の内容でございますが、会議費といたしまして補正後の数字で申し上げさせていただきますが、43万7,000円。これは委員の報酬及び費用弁償に係る費用でございます。協議会のです。それから、事務費については3万5,000円、消耗品、それから振込手数料等各部分にかかる費用、それから事業費でございますが、この部分は計画の策定委託を行うための調査等に、それから計画の策定案を作成するための費用として518万8,000円、それから実証運行調査、実証運行を行うに当たりまして、乗降状況ですとか、そういう部分、各種意見等を取りまとめるための調査に145万4,000円、それから5路線の今回、10月から行われる実証運行に要する経費が377万7,000円ということで、年間の事業費といたしまして、協議会の年間の事業費になりますが、1,089万1,000円の費用を要するということになってございます。

それから、例えばまだ毎日、実証運行と同じ条件で走る、各路線が走るということが決定しているわけではございませんが、仮に実証運行試験の状態ですと、週5日間、5路線について走るということになりますと、おおよその費用でございますが、2,000万円程度、2,000万円をちょっと超えるぐらい5路線にかかる運行費用はかかるものと、車両の購入費等を除いてかかると試算しております。

ただし、この実証運行試験と同じ形態で運行を行った場合には、例えば患者輸送バス、それから釧路バスの床潭線の一部について縮小、もしくは廃止する部分等が出てきた場合は、試算では800万円から900万円程度減額になる部分がございますので、最終的には1,000万円から1,200万円程度、現在よりも費用は膨らむものと考えております。

ただ、これも乗車状況、仮の話ばかりで申し訳ないのですが、乗車状況等によりますが、国の補助金等も入る場合がありますので、これを差し引きますとおおむね500万円程度の持ち出しが現在の運行体制よりもかかると、あくまでも仮の試算でございますけれども考えております。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 ちょっと確認をさせていただくのですけれども、今の説明ですと、今言っておおよそ1,000万円くらいの数字の内訳を聞いたのですけれども、これはあれですか、運行試験は2カ月ですよと言っているけど、予算のほうの1,000何ぼという数字は、今、言われたのは6月から12月までって。ちょっと、あやふやだったのです。

6月からだと、何か言っていることが理解できなかった。このところ、もう少しはっ



きりしてください。この1,000万円という数字は、僕の認識では説明を聞いて理解をさせてもらったのは2カ月分としか理解していなかったものですから、今の説明だと6月から3月までだったらすごい長いんだよね。事業と予算のことを僕は聞いているので、その辺ちょっと整理をしていただきたい。1点目です。

2点目、確認をしたかったのですけれども、事業を今後、もし推進すると、アバウトな部分があって見えないのですけれども、恐らく1,000万円から1,200万円くらいかかる、そのうち実質、年間町の負担金が五、六百万円になるのかなという理解がよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 事業の期間につきましては、厚岸町地域活性化協議会が行う事業として、今年度の事業が厚岸町の地域公共交通網形成計画というのを策定する事業になります。今回の実証運行試験については、その一つの事業になりますので、事業期間は、実際に活性化協議会が今年度の事業として行っているのは6月から3月までになると。そのうち、実証運行試験については、10月2日から11月30日までの2カ月になるということでございます。すみません、説明がちょっとへたで申しわけございません。

それから、事業費、仮に今回の実証運行試験と同条件で来年度以降に事業を行った場合の費用としては2,000万円かかります。ただし、町の持ち出しとしては乗車状況等によって、国の補助金等、運営費と補助金かわりますが、約500万円程度になる、乗車状況がよければ、乗らなければ補助金当たりませんので、よければ500万円程度になるということでございます。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 よく、理解はさせていただきました。ぜひ、多くの議員の皆さん、一般質問でも、これに取り組むべきというご意見が多かったわけですから、いろいろと順風満帆ではいけないと思います。波乱もあろうと思いますけれども、町としてもしっかり取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） そのように取り組んでまいりたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員長） よろしいですか。

7目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員長） なければ、先へ進みます。

8目社会福祉施設費、ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員長） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。  
4目児童福祉施設費。  
5目児童館運営費。

(なし)

- 委員長（室崎委員長） 4款衛生費、1項保健衛生費、3目墓地火葬場費。  
4目水道費。

(なし)

- 委員長（室崎委員長） 2項環境政策費、1目環境対策費。  
4目ごみ処理費。  
5目し尿処理費。ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員長） 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。  
2目農業振興費。  
3目畜産業費。  
5目農地費。  
7目農業施設費。  
8目農業水道費。ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員長） 2項林業費、1目林業総務費。  
8番。

- 南谷委員 5款2項1目林業総務費、環境政策課林業一般2万円、ここでお尋ねをさせていただきます。

ここを見ますと、負担金、全国森林環境税創設促進連盟、負担金でございますから、今までこのような負担金が無かったと記憶しておりますが、今回、この連盟に私は加入をされたと考えますが、いかがですか。この内容について、どういう連盟なのか、どういう組織なのかについて、まずお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員長） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まず、この全国森林環境税創設促進連盟でございます。これにつきましては、平成4年11月に森林交付税創設促進連盟、これは全国36町村で発足しておりまして、その後、毎年森林交付税のフォーラム等を全国で介した中で、会員数が932市町村になる状況にございました。

その後、平成15年7月にこの森林交付税につきまして別枠での創設をこの連盟で進めてきたところでございますけれども、地方交付税の別枠での新たな交付税の創設を進めてきたところでございますが、しかしながら平成10年ころからの国における危機的な財政状況が表面化しまして、公共事業や地方交付税等の削減が行われてきました。

このような状況から、全国の山村市町村の国土保全もできないというような地域の危惧もされた状況から、この交付税の別枠での創設については極めて困難であるという認識から、この連盟におきましては新たに森林の持つ広域機能に対する新税の創設しか財源として想定できないという判断から、その後、平成15年7月に全国森林環境水源税、これを提唱した中で新たな全国森林環境水源税創設促進連盟に解消した中で、引き続きこれら新税の創設につきまして運動を進めてきたところでございます。

さらにその後、18年12月に新税の名称を現在出ております全国森林環境税創設促進連盟に改称しまして、現在に至っている状況でございますが、この連盟におきましては森林の持つ広域的機能と役割を広く国民に訴え、森林環境に対する新たな財源制度の創設の早期実現を目指すとともに関係市町村の振興を図ることを目的としまして、これら設置した中で現在、活動を行っているところでございます。

厚岸町におきましても、これらこの連盟の目指す趣旨等を賛同した中で、やはり今後、山林等を保全していく上でも恒久的、さらには安定的な財源の確保が必要という見地から、この連盟の趣旨賛同をした上で今回、4月1日を持ちましてこの連盟のほうに加入をさせていただいたという状況でございます。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 私は、当町の議会議員全員で釧路市町林活議員連盟に加入をしているところでございますから、この問題について詳しくはわからないのですが、ある程度、理解をしているつもりではございます。

林業、林産業が本町にとっても従事されている方いるわけでございますから、林業が自然環境に及ぼす影響力というものは多大だと、国に対する林産業の活性化というものも大いに私は賛成ではございますが、広く町民にさらに税負担を付加するという促進連盟に加入するという自体には、いま一つ、現時点では私はいかがかなと考えます。

この上程だけ見て、この辺の考え方について町長の所見を伺いたいと思います。

●委員長（室崎委員長） 町長。

●町長（若狭町長） 今、担当課長からちょっと長い説明がありました。経過については

いいのです。これからの問題であります。

と言いますのは、今、国会でも審議され、また自民党の税調でも森林環境税は創設すべきであるという動きが出ております。当然、林活議連においても、いろいろと議論をいたしているところでございますが、ただ、私どもとしては森林環境税は必要なものであるという私は認識を持っているわけでありまして。

そのためには、どういうことが今これから我々としては考えていくべきか、国のほうもまだ明解ではありません。どのような方法でいくか、ただ、必要であるということはそれぞれ認めているわけでありまして、ただいま課長から森林整備等含めて必要な財源であるということになっておりますので、私は今回、初めて加入という意味を表示し、提案をさせていただいたわけでありまして。

特に、今、国の環境省は、この問題を真剣に取り組んでおります。そういうこともあり、私としては初めて加入をさせていただきたいという意思表示をし、予算提案をさせていただいているわけでありまして、2万円であります。これはそういう意味での要するに開始ということに相成りますが、その意思表示であるということをご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 私は、詳しくはわかりませんが、この連盟の動向というのを今、今回初めてこの上程される文書しか見ていないから、この組織がどういう団体で、どういう組織なのかというのはよく理解をしておりません。はっきり言って。

現段階で、今回の定例会の最後に意見書も提出をしておりますが、意見書の文書の記述の一番最初にこの環境税の促進ということをして国に要望という部分については、残念ながら大野会長さんと協議をしながら、ある程度、遠回しにさせていただきました。そのくらいデリケートな問題だと私は思います。

町民の多くも、このことに入ることに先ほどの課長の説明ですと趣旨に賛同されということをはっきり明言をされましたけれども、上げることについて、やはりそれなりの英断をしなければならぬ時期も来るのでしょうけれども、もっともっと、その税の使う方法、どのような影響が出るのか、これらについて詳しい情報というものをきちんと議会としても共有していかなければ私はないと思います。

ただ、必要なのだということは、その環境保全のために、森林のために必要だということは理解できるのですが、それは直接、町民の皆さんに負担になっていくのだと、これらの整理というものは今の段階の情報ではなかなか理解し得ないものがあります。

ぜひ、加入するのがだめだとか、どうのこうのではなくて、この加入することによって、きちんと精査をしていただいて、だめなときはだめだと、その時点でもいいですから、やはりきちんとした自分なりの考え方を持っていて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 町長。

- 町長（若狭町長） ご承知のとおり、森林の持つ広域的な役割、今日、温暖化の問題等含めて、重要な課題になっているわけであります。

そういう中で、森林環境税は必要であるという一方の声もあり、また、今、先ほど重ねてお話いたしますが、税調で決まっているのです。これは取り入れるということは。ただ、どういう方法で取り入れるかということは、残念なことに今、各省ごとに、環境省、そしてまた財務省等々の折り合いがついていないと。ただ、必要性については一致をしているわけでありまして、しからばどういう内容でということについては、具体的なものがでていないという中でありますので、この問題は必要性であるということについては同意を得ている中での話しでありますので、この点については町民に税負担をするのか、またはどういう方法であるのかということについてはこれからの課題であり、新年度に向けての重要な税制問題である、そのようなことは理解をいたしているわけであります。どうかこの点は、ご理解をいただきたいと思えます。

- 委員長（室崎委員長） よろしいですか。

1 目林業総務費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員長） なければ、先へ進みます。

5 目特養林産振興費。

4 番、石澤委員。

- 石澤委員 このきのこ菌床センターなのですけれども、これは設備事業なのですが、今のきのこ菌床センターの中で、菌床の状態というのはどういう状態になっているか。設備することでよくなっていくのでしょうかけれども、今の菌床の状態です。上尾幌でつくっていく菌床がちょっと弱いというような話を聞いたのですが、その辺のほうはどうなっているのですか。

- 委員長（室崎委員長） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊屋課長） お答えさせていただきます。

きのこ菌床センターは、平成8年に建設をさせていただいて今日まで至っております。厚岸町がきのこ菌床センターを建設した当時、このときは秋、冬、それから春にかけて菌床をつくるという、そして長期間をかけて栽培をするという菌床の種だったので、菌種だったので。でも、生産の効率化を図るという意味で、今、現状は短期培養と言われる形で、年間を通して菌床づくりをしております。

ですから、平成8年建設当時は、冷涼な時期、あるいは寒い時期に菌床をつくるということで、それをつくる際の培養室の適温といいますのは22度、これは今も変わっておりません。短期培養と、22度。

ですから、そういう涼しい、あるいは寒い時期に22度を保つための暖房の設備は整っております。ただ、通年に今、変わりました。そうすると、上尾幌は夏場かなり暑いのです。菌床というのは、培養時に40度を超す時間がある一定度超すと菌床の菌が死んでしまう、あるいは30度を超すと菌糸というのが、菌床の中でどんどん伸びていくのですが、それが抑制されてしまうという状況があると。

そうすることによって、今度は生産者に行ったときに、生産の時期が大幅にずれ込んだり、発生の量が落ち込んだりということで、高温障害を引き起こすという懸念があります。

そういう状況があったものですから、皆さん議会にも生産者のほうから要望が上がった中に、通年を通して良質な菌床を提供してほしいという要望が入ってきました。これがそういう意味なのです。

町としましても、そういった部分を解消するためにいろいろ検討させていただいて、やはり夏場に対応できる培養室をある一定程度、22度程度に抑えるための設備改修が必要不可欠であるという認識に立って、この特養林産業振興費のほうにあります冷暖房、それもただ単に今、ボイラーがありますけれども、それは灯油をたいています。夏に対応するために一般的に言われているエアコンを整備するというのではなくて、どうせ空調設備を改修するのであれば、再生エネルギーといいたいでしょうか、地下熱、地中熱を利用したヒートポンプを採用して整備をしたいと、そうすることによって春、夏、秋、冬通して良質な菌床が提供できれば、生産者のほうの生産効率にもつながるものだろうということで取り組んでいるものでございます。

●委員長（室崎委員長） 4番。

●石澤委員 その説明は前にも聞きましたけれども、そのことで今現在のきのこ農家、きのこ生産者にとっては、今すごくいろいろな意味できのこの生産が上がらなくて我慢の年かなというようなことも言われていたのです。

ですから、そのことも含めて、そういう相談とかというのはセンターとか、それから産業振興課などには聞いているのでしょうか、それに対する対応はどういうふうに考えているのでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊屋課長） 特に昨年の場合、農業もそうでした。高温、そして低気圧が、ずっと大きな低気圧が来て湿度がずっと高くなっているということで、これはきのこ菌床センターの製造部分にも影響ありましたし、製造した菌床を生産者のほうに行くと、また生産者のほうもかなりそういった部分では良質な菌床というか、生産量自体はやはりかなり落ちたという状況もありました。これは、昨年は異常的な気象ということもありました。

一方では、きのこ生産者のほうの経営状況が余りよろしくない、好転しないという部分では、きのこの単価、これが上向きになってない、ある一時期、中国産のきのこが大

量に入って暴落をして、それから復調はしてきているのですけれども、まだまだ値段が上がっていった状況というのがあります。

そういった部分では、生産者の中では、売り先を市場にすぽんと出すのではなくて、例えばいろいろなコンビニ系のほうに出すだとか、あるいはもっと高価な受け入れ先のほうに提供するということに取り組んでいる方もおります。

また、ある人は自分のところのブランドをつけて販売をして、価格を上げるという取り組みもしている人もおります。

生産者、個々それぞれ努力しておりますけれども、一方、町のほうの支援としてはテナック会というのが厚岸の上尾幌の生産者の方々も加入しているところでございますけれども、その研修を道内で毎年2カ所、3カ所で行われております。その部分は、毎年、厚岸でも開催をさせていただいております。そして、その場で生産者の方が菌床をつくるプロの方々、それと生産をするプロの方々、販売をするプロの方々というそれぞれの方々がそこで一同に介しますと、そこで生産者の方々からいろいろな相談事をぶつけて、情報交換をするだとかという取り組みもさせていただいております。

ただ、年間にそういった機会が3回、4回とあるわけでもありませんし、また、多く参加しようなれば、また地方に出なければならぬ状況でもあります。

そういった意味では、今、地元の中で取り組んでいただいている生産者組合、こちらのほうを早く確立をさせていただいて、そういうような展開を図っていけるように町としても取り組んでいきたいと思っております。

●委員長（室崎委員長） よろしいですか。

5目、他にございませんか。

なければ先へ進みます。

3項水産業費、3目漁港管理費。

4目漁港建設費。

5目養殖事業費。

6目水産施設費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員長） 6款1項商工費、3目食文化振興費。

4目観光振興費。

5目観光施設費。

(な し)

●委員長（室崎委員長） 7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員長） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。  
2目道路新設改良費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員長） 5項公園費、1目公園管理費。

（な し）

- 委員長（室崎委員長） 6項住宅費、2目住宅管理費。  
3番。

- 堀委員 ちょっと当該予算とは直接関係ないのですけれども、住宅管理ということで、ここで質問させていただきます。

議案第79号の条例一部改正の条例制定という議案のときに出されました、この公営住宅法の改正の資料、79の参考資料というものを見てちょっと疑問とわからないところがあったので、その点についてお聞きしたいのでよろしくお願いします。

まず、初めに参考資料の1ページ目、全て上の改正案のほうで言いますけれども、一番最後から4行目のところ、土地に近接する土地ということになっております。要するに、これは公営住宅建て替え事業をやる場合、通常は一帯の管理地といった中で建て替え計画というのは立てられるのですけれども、隣接でもなく近接とここでは言っていない。

提案理由の説明の中でも要件の緩和と提案者のほうから言っていましたけれども、この近接の距離的なもの、どのくらいまでを近接というのか。隣接といえば当然、その土地に接しているから隣接となるのですけれども、そうではなくここではあえて近接と緩和しております。そういったときに、現行の住宅団地から例えば3キロ離れても近接と言えるのか、5キロ離れても近接と言えるのか、ここら辺は今後の住宅計画を立てていく上でもいろいろと加味しなければならないことにはなると思うので、それについてお聞かせを願いたいというのが、まず1点目。

続きまして、2ページ目の第16条第4項、新たに新設された項なのですけれども、ここでは事業主体は公営住宅の入居者（介護保険法）そして、その次の行には知的障害者福祉法という知的障害者、その他の国土交通省令で定める者とあります。この、その他の国土交通省令で定める者というのはどういう人を指すのか、これについて教えていただきたいというのが2点目です。

続きまして、その次に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときとあります。この認めるという行為はどのようにするのか、認定なのか、認可なのかといったものです。実務上、これはいつ町のほうでは認めるという行為をするのかという、それを教えていただきたいと思っております。



また、同じくページの最後のほうのところでも、一番下のほうから国土交通省令で定める方法というより把握したとあります。この国土交通省令で定める方法というのも教えていただきたいと思いますというのが4点目です。

続きまして、最後ですからあれですけれども、3ページ目の一番最後、第29条、これは高額所得者に関する規定だと思えるのですけれども、めくった第2項には事業主体は区域内の住宅事情、その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるといったものがあります。

厚岸町において、この低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるといった住公、もしくは住宅というものが現在あるのか、ないにしても今後、このようなもので認めるとしていく考えがあるのか、これについても教えていただきたいと思いますというように思います。

以上です。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 順番がちょっと前後するかもしれないですが、お許しいただきたいと思います。できるだけ、ご質問の順に沿った回答をさせていただいておりますけれども、まず、一番初めは公営住宅の建て替え事業の緩和に関するところでございました。

これの改正の法改正に至った背景には、ある地方公共団体のほうから現行の建て替え事業と言われる非現地、違う場所で行う建て替えについても明け渡し請求権を付与するよう法改正を行ってほしいということで、公営住宅建て替え事業の定義に当てはまる公営住宅の建て替えについては、明け渡し請求権が付与されてしまうということになります。これは、入居者にとって多少ならずとも影響を与える改正ということになります。

それで、現行法では、除却すべき公営住宅が存在していた土地、これは隣接地も含まれます。での建て替えのみが対象とされておりますけれども、これに加えて複数の公営住宅の機能を集約したい場合、違う場所に、移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに配慮した上で除却すべき公営住宅等が存在していた土地に近接する土地へ建て替えも対象とされたということで、留意事項として、この近接する土地の範囲についても通知の中で触れられているのですけれども、入居者の居住の安定が図られるよう個々の建て替え事業ごとに地域の生活や公共サービスの状況、交通状況、地理的状況などの日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断する必要があるということで、具体的には建て替え計画を立てたときの相談の中で法に当てはめていけるものなのかどうなのか、そういう判断ではないかという通知が私どもに届いておまして、具体的に何キロ、そういった範囲での提示がないことをまず御理解いただきたいと思います。

それから、2点目には16条第4項は新設の条項であります。これについては、まずその他でありますけれども、その他についてはお配りの資料の最終ページの15ページに公営住宅法施行規則がありまして第8条、第1号、第2号、第3号までいっているのが法で言っている部分で、省令で定めるというのは第4号の前3号に掲げるものに準ずるものと書かれているだけで、こういう方たちがどういう状況なのかまでについては、まだ私どものほうには来ていないということでもあります。

それから、次には、収入を認める行為、これについてはまず認知症である方などであるか否かについてであります。基本的には、通知の中では医師の診断書、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等を確認して、対象者を認定するものとするということで、この具体的な提示を求める方法までは通知来ておりません。

また、医師の診断書等がないため、認知症等である者等であるか否かについて確認できない場合もございますので、そういった場合であっても医療や介護等に従事する職員からの意見書等により認知症である者等に準ずる者であると判断し、収入申告の義務の免除となる対象者とすることができる者とするということで、どういう時点でそういう事務手続きをするのか、あるいは様式等もまだ示されておりませんが、考え方はそのように示されているところでございます。

4点目は、省令で定める方法でありますけれども、省令では、省令第9条に新設されておりまして、入居者の雇い主、取引先、その他の関係人に報告を求める方法、または官公署に必要な書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることが認める方法ということで、これは事業主体、いわゆる地方公共団体にそういった権限を付与するよと、権限というのでしょうか、そういう手続きをすることを認めるという内容で、これもまたどういった時点で、どういう様式で、どのように通知をして報告を求めるのか、そこまではまだ私どもに手続きの内容が届いてないところでございます。

最後に、高額と認めるとあるということなのではございますけれども、この高額を……低額と言いましたか。ごめんなさい。これは、基本的に公営住宅法の概念と申しますか、低所得者に安定した住宅を供給するという目的でありますから、これの記述でありまして、この対象外とされるのがまず高額所得者と言われる一定の所得以上の方々、そして、それをちょっと相当下回るのですけれども、収入超過者は退居する努力義務を持つのだよということで3段階、低所得者で入って、だんだん年齢を重ねて、あるいは夫婦で共稼ぎをしていくと、世帯の収入が多くなる。そうしたら、その時点で収入超過者となって、3年ほど続くと、それが今度は、本当に退職間際になってくると高額所得者になってくるといったことで、まずはそういう低額所得者が入れる住宅の確保をするために、町では公営住宅の住生活計画をつくっておりますので、それに基づいて住宅の必要戸数、管理すべき戸数を定めておりまして、1期目の計画がもう少して終わって次年度、30年度に次の計画を今、立てる考えでありますので、この中でまた現状の人口を見て、将来人口を推計した中で低所得者の推移、そういったことを見ながら必要な戸数を見ていくということなのではございますけれども、今これまで年、大体4回、3回くらい、定期的な公営住宅の募集をさせていただいておりますけれども、必ずしも梅香、奔渡、宮園、上尾幌と、やはりあそこに入りたいという思いがある住宅もあって、ちょっと住んでいるところとかなり地域が違っていると、そこには1件の募集もないであるとか、そういったことから必ずしも募集に耐えられない空き戸数ではないのかなという思いがあります。

ただ、複数、一つのところに希望者が殺到したりすることもありますので、待機とかとなりますが、状況を見ていると、その後、退去者が出て、順次、入っていつている状況にあるのかなと思っております。

そういった意味で、その収入超過者と高額所得者というのは極めて少ない人数でありますから、そのの方々によって低所得者が入れない状況には現在、私はないのかなという

ことで考えて、次期計画の策定に挑みたいと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員長） 3番。

●堀委員 まず、隣接か近接かといった中で、これはたしかこの資料の5ページ目の一番最後のところに共同施設の入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることとなっている。先ほど、課長のほうからも説明があったものなのでしょうけれども、ただこれがどのくらいまでというのは、本当に予想すると実際、計画を立ててみたときにどうなるのか。

例えば、実際には共同施設がない奔渡であるとか梅香町とか、公営住宅があっても共同施設がないところというのがあるのですけれども、ではそれら合わせた中でどこかに集会所とか、共同施設をつくろうとかいったときに、もう大分離れたところにあっても認めるところのできる可能性もあると、これは本当に実際に計画を立ててみないとわからないということの中での要件緩和が今回、進められたと。

ただ、やはりそういう要件緩和がなされているのであれば、当然、そういう計画を立てることも可能になるのだなと思いましたので、これについては理解はしました。

次のほうが要は問題でして、認めるときというのは、まだ省令の中で具体的にどのようにするのかというのが来てないと言うのですけれども、収入申告などが出されない場合、入居者には当然、近傍同種家賃、要するにその住宅の最高の家賃というものが課せられる可能性というのが当然、出てくると思うのです。義務を果たせないですから、そういう人方には一番高い家賃を課すという、そういう入っている人方にとって著しく不利益というか、ものを課す処分というものがあるような中で、今現在でもその手順、手続きというのがしっかりとなされていないというのが、ちょっと私は心配だと思うのです。

例えば、たしか収入申告というのが1月、2月くらいまで入居者のほうから上げてもらうのかな、それから家賃の決定という手順になると思うのですけれども、その間に提出されない人方の認可なり認定というものの作業というものが入ってくる、非常にタイトな時間的なタイトな中で、この作業というものをしなければならなくなったときに、実際に今現在、まだその手順、手続きが条例上でも整備されていないといった中では非常に心配だというように思うのです。

ここら辺は本当にそれで大丈夫なのかなというのが心配なのですけれども、それで大丈夫なのかどうか、それについて教えていただきたい。

今回、そのようにして、要は収入申告とかをすることができない人というものを町が認めましたと、認めるということができるようになったのですけれども、つまり入居者の義務ですね、この収入申告というのは。これをできないという人を認めるということは、その入居者の善管注意義務の欠落を認めるということになると思うのです。といって、善管注意義務の欠けた入居者という人を町が一体どのように管理していくのか、このことが一番問題になってくるのかなと。

申告もできない、何もできない人が1人で入居されてて、例えばきちんとした住宅を良好な状態で使えることができるのかという、そういうところに行き着くわけなので、

それについては町のほうではどのように考えて、仮にこういう認めた人というものに対しての町の対応というものをどういうふうにしていこうと考えているのか、これについて教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私も非常に心配をしたなという思いで今回、勉強させていただきました。

まず、当町の現状を申し上げますと、この予想しなければならないのは、単身で入居している方で、今の条項に当てはまる人がいるかいないかということになります。まず、全くいないという状況ではないですけれども、ではどうやって確認しているのかということでもあります。

まずは、1点目は入居時には必ず面接しますのでわかります。本人が話せない場合でも、第三者立ち合ったり、そういったことで入居手続きしますので、1人で住めるかどうか、あるいは御夫婦で住めるかどうか、入り口ではわかります。

ただ、どちらかが同居してから亡くなった、亡くなったら次の収入申告まで、実は私どもはわからないことが予想されます。まず、そこをどうするかということです。

そういったことで、これまで収入申告が出されなくて強制的に高額な家賃を賦課せざるを得ない状況は確認しましたところ、現状ではないということでございましたので、安心しておりましたので、私どもちょっと勘違いしてはいけないのは、今回の法律の改正で収入申告の義務を緩和するのは、勝手に緩和するのではなく、つまり必ずしも認知症である入居者等に同項の取り扱いを求めるものではないということでもあります。

収入申告出しましょうね、お知らせしたときに、何も返事も来ない。そこで、まずわかるのです。返事が来ない理由が追及できます。行ったときに、そのような状況になったときには、お話ができればいいのですけれども、お話ししても後から、いやそんな話をしたっけということになりかねませんので、そういったときにかわりに町のほうで調べることになりましたよと言えれば本人に不利益を与えるものではないと私は考えております。

このことが条例で規定すべきかどうか、私どもの管理条例は公営住宅法で定めているもののほか、同じく条例で定めるという規定でありますので、今後、その条例の整備のあり方、検討する時期があるかもしれませんけれども、現状、今、直ちに今は法律の運用の中で対応させていただきたいなということと考えております。

手続きも、今言ったようにそういった機会、必ずわかるだろうという機会がありますので、そこを見て判断していきたいなと、どういった手続きが必要なのかということになると思います。

ただ、そういう方が1人で暮らせるのか、暮らせないのか、これを私ども建設課サイドで判断しなければいけないのかというところが一番の悩み事だと思っております。安定した生活をどういった支援があれば1人でできるのか、ここら辺は福祉課サイドの協力も得ながら、あるいは地域の福祉関係者の協力を得ながら包括的な取り組み、こういったことも今後、求められていくのではないのかなという思いであります、それに対す

る対策については現在、今、どうしようということでは今、ご説明できるので熟慮して  
いないところであります。ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員長） 3番。

●堀委員 大体わかったのですけれども、ただ、この収入申告については、課長が先ほど  
ないと言ったけれども、その不利益処分を課す可能性というものがあるわけなのですから、  
ではその不利益処分を課すか課さないかの判断材料というものがここにも関わって  
くるといったときに、この手順というものがしっかりと条例なり、規則なりでしっかりと  
明示しておかなければいけないと私は思います。

ここでは、困難な事情にあると認めるときとあるのですから、これは家主側が店子に  
対して認めるという行為ですから、これは何かしらの様式なりを定めた中で認定書なり、  
認可証なり、そういうものを交付するという手順を踏まなければいけない、ただ言葉で  
あなたはそうだから、ではあなたはもう出さなくていいですよとって、そんなふうに  
済む問題ではないと思います。

行政の許可ではないですね、認可といったものが必要な行為ですから、ここはやはり  
手順というものがしっかりと示されたものがないといけないと思います。

ある程度、そうやって入居して何年もなった中で、だんだん認知症がひどくなってい  
た人に対して、では行ったときに、ではこういう書類が出てないですから出してください  
よ、まだ、はいと言って印鑑なり用意して、必要な書類とかがあれなかったら、誰か  
親戚の人とかに声掛けてとかという書類を用意してとかという状態であれば、まだいい  
です。それよりも、もっとひどくなった場合。全然、こちらの意図、説明する意図とい  
うものも理解できなくなった場合、こういう場合もここでは認めるとなっているのです。

そういうときに、ではそういう人方がそのまま、その住宅に本当に入っていて大丈夫  
なのということが非常に心配されるのです。そこら辺の担保というか、ある程度、その  
ものをやるのはあくまでもやはり条例であり、規則でしっかりとさせていただかなければ  
ならないのではないのかなと私は思います。

今回のこの収入申告に該当する部分というものの適用年月日というのがちょっとこの  
資料では施行日がわからないのですけれども、もし余裕があるのであればしっかり研究  
した中でやらないとならないでしょうし、例えば来年の4月からの、来年度の家賃から  
適用しなければならないのだというのであれば、本当に今からしっかりとしたものをつ  
くっていかねばならないのではないのかなと心配するのですけれども、どうなのでしょう  
か

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、私どもはそういった方々の申告する権利、この権利の侵  
害をしないように、十分にこの権利の侵害をしないように、十分にこの法律の提携を留  
意していきたいなということでございます。

そういったことから、議員おっしゃるような手順について、しっかり押さえるように

努めさせていただきたいと思います。

また、入居後の入居者の状態の悪化により、ひとり暮らしがどうなのかといった場合については、現行法においては知的障がい、あるいは精神障がい等については法律上措置という法的行為がございます。

これは町長に与えられた法律上できる行為でありますけれども、いわゆる措置しなければ本人の安全、生活の保障ができない。具体的には施設の利用だってあれします、施設の利用ですね。こういったこと。

ただ、高齢者の場合、なかなか対象が多いものですから、現在はいわゆる介護保険で認知症グループホームだとか、そういった民間の機関も出てきている状況でありますけれども、そういった福祉サービスの利用でないと生活が安定できないとすれば、その利用をどうするかと、こういったことを考えていかなければならないと、こういったことでございます。

したがって、建設課では単独でひとり暮らしができるかどうかという判断に著しく対応に困った場合は、先ほども少し述べたかと思いますが、町及びそういう福祉関係者、あるいは医療関係者の協力もいただきながら判断、措置すべきなのか、あるいは何らかの支援で対応可能なのか、そういった場が必要ではないのかと私は、それは既に保健福祉課の中に、その機能はもう備えられているものと、そのように考えているところでございます。

●委員長（室崎委員長） 3番。

●堀委員 これをやめます。

わかりました。今、課長のほうからも措置というものが出たのですけれども、ですから措置に移行するものというのがどの段階なのだというものもやはりしっかりないといけないのかなというとうには思うので、やはりそこら辺も含めて中でしっかりとした条例規則なりを整理していただいた中で、きちんとした対応というものをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 最後の部分、どういった状況までひとり暮らしができるのか、あるいはひとり暮らしができないから措置に移行せざるを得ないのか判断、現時的には難しいなと思います。

私が今まで見ている中では、こういった認知症、あるいは障がい等がなくてもひとりで生活するのが怖い。怖いというのは、例えば近所の人を見るのも嫌だとか、一人でいるのが怖いだとか、そのようなことで措置される方もおりました。

ですから、いろいろな理由があると思うのですけれども、それぞれに考えをここからここまでだという線引きは、私は今まで実際に実務に携わってきた中では難しいのだと思います。

ですから、本人の意志がどうなのか、あるいは意志があらわすことができない場合は

どうするのか、こういった中で関係者がそろった中で総合的にやはり判断せざるを得ない、最終的には本人のための措置でありますので、ここら辺はそういった関係者の理解をいただいた中で判断させていただきたい。

現状では、具体的な判断基準を示すのが概略的な判断基準はつくれると思いますけれども、細かな個々に状況が違いますので、そういう方々の状況が違いますので、一概には決めれる、そういうことでの作業は難しいだろうなと思いますので、この辺は御理解をいただきたい。

ただし、そういった総合的な判断をする連携した関係機関との連携を保つと、ここら辺は担保できると思いますので、そういったことをご理解をいただきたいなと思います。

●委員長（室崎委員長） よろしいですか。

3目住宅建設費に入ります。

8番、南谷委員。

●南谷委員 何点かお尋ねをさせていただきます。

町営住宅建設事業でございますけれども、まず、この事業の内容について何点かお尋ねさせていただきます。

場所、松葉町が随分空き地があると思うのですが、その場所なのかどうなのか。それから坪で申し上げないのですけれども、何坪くらいの坪数なのか、できれば坪単価どのくらいを想定されているのか。

それから、3カ年計画の中の位置づけというのですか、今年度、社会資本整備総合交付金を充当しているから、今回、ここにぼんと上がってきたのかなと理解をさせていただいたのですけれども、予算計上上、3カ年の計画の中には、まちなか計画で乗っかっているのですけれども、その辺の関係、相互関係について概略でいいですから説明をしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） お答え申し上げます。

公有財産公有費、土地公有の1,160万円の補正予算の計上、当初予算はございませんので、これが全額となりますけれども、所在地でありますけれども、厚岸町若竹3丁目、具体的に番地を言ってもいいですか。若竹町3丁目です。具体的には、現在の鈴木旅館さんがございますけれども、その前方あたりのところの位置でございます。

所在地足りませんで申しわけありません。最初に、松葉町3丁目から若竹町3丁目でした、済みません。失礼いたしました。

その1階の住宅2軒ほど建っておりますけれども、その住宅を建てている以外の空き地4筆、合わせて1,106平方メートル。1,001.06平方メートル。あとは3.3で割って、予算で割っていただくような形でお許しをいただきたいなと。すみません、計算して言ったほうがいいですか。

ただ、これは土地鑑定士に土地鑑定を依頼する前の予算上の金額でありますから、今

後、土地鑑定に出した場合ということでありまして、おおむねそれを上回る予算を確保したいという状況になっているところでございます。

それから、3カ年計画の内容でございます。現在の第8次実施計画、29年から31年度の計画でありますけれども、29年度この中にまちなか団地建設用地買収一式とありまして、予算的には741万円の登載でございますので、今般1,160万円ですから、約400万円程度を3カ年計画を上回る内容になっているところでございます。

●委員長（室崎委員長） 8番。

●南谷委員 大変詳しい説明ありがとうございました。その上で、お尋ねをさせていただきます。

場所もわかったのですけれども、今後、次年度以降、ここに町営住宅を建設をしていくということに基づいて購入はされているのですけれども、どのくらいの規模のもの、国からの補助のこともあるのでしょうかけれども、常に松葉町には町営住宅があります。イメージとして、それと同じようなものなのかどうか。

と言いますのは、私は本町側というのですか、湖南地区としては一番メインストリートでもあるし、町民が一番集まりやすいところ、ですから少しでも多くの町民が居住できるような施設が望ましいのかなと考えますが、今の何となくイメージでは、この予算からすると既に既存の町営住宅と同じようなものが建つというイメージしたらいいのか、この辺についての、まだそこまでいってないのだということではないと思うのです。そういうものがわかれば、ひとつ説明を求めますし、まずそのことについてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 現在、これまで有明、老朽化した有明公営住宅、町営住宅をまちなかのほうに建て替えてきたというのは、元厚岸郵便局、湾月側のほうです、あちらが第一号棟4戸であります。それから、第2棟目が旧東和家具さんの隣、いずれも大きさ同じ程度で1棟4戸であります。

このたび用地買収を計画しているところは建物の述べ床面積は同程度を確保したいと考えておりました、可能な限り取得した土地を有効活用させていただきたいと考え、1棟6戸を何とか計画したいと考えているところでございます。失礼しました、4棟6戸の平家建てでございます。

●委員長（室崎委員長） 8番

●南谷委員 私は、3階建てでも4階建てでもいいから住民がそこに集約することで町も活性化なるのかなと考えたものですから、そういうふうにならないのかなという思いがあつてお尋ねをさせていただきました。

そうすると、従来と同じような形態の平家のものが建つということで認識をすればよ



ろしいのですね。

それと、今、有明の関係の代替建て替えと、そうすると今回、この土地取得されたところに建てるものにつきましても、一般公募ではなくて、基本的な考え方として居住される方は有明の方が順次入ってくると、こういうことで理解をすればよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この移転計画の当初から、老朽化した有明町営住宅をどうしていかうかという計画のもとに実施している中で、常に現在、入居している方々が移転するという内容であります。

したがって、現在の有明住宅の大がかりな改修というのですか、それは予定されておられません。したがって今までどおり、これは公募によらず建て替えで有明地域の住宅に入居されている方を順次、ご移転いただきたいと、そのようにお願いしておりまして、今後もそういう形で進めていきたいと考えております。

●委員長（室崎委員長） 7番。

●音喜多委員 私もちよっと聞きたいところがほとんど聞いていただきましたので重々わかりました。

それで、さきに今、言われております元厚岸郵便局の道路向かい、それからもう一個は元の田辺さんとお風呂やさんのところ、今、お聞きしますと今度は面積が広いので6戸ということでございます。

それで、過去2カ所に4棟ずつ建ててあるのですが、その建てたというか、状況としては芝生空き地について、建物以外のところについては駐車場と駐車スペースと芝生というふうに今までその2カ所についてとってこられたと思うのです。

それと、道路表通りであるがゆえに洗濯物を干すところはだめよという条件だと聞いてきているのですけれども、それは先に過去2カ所建てた部分、そのようになっているのかどうか、ちょっとそれを確認させていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員長） 休憩します。

午後4時53分休憩

午後4時56分再開

●委員長（室崎委員長） 再開いたします。  
建設課長。

●建設課長（松見課長） 大変失礼いたしました。

まず、芝生については基準がございまして、20%は確保しなければいけないという決まりがございまして。また、駐車台数も1台、各御家庭1台分を確保すると。それに加えて通路、玄関までの通路をきちんと確保すると、そういう諸条件がございまして。

なお、洗濯の関係でございましてけれども、具体的には洗濯物を干してはいけない、ちゅつと質問の内容がよく理解してないのですけれども、洗濯物を洗濯竿、道路際ですからそこに置いてはいけないであるとか、そのようなことを管理上問題があると、そういったことで入居者においてははいけませんということも町側からお伝えはしていないということでもありましたのでご確認いただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員長） 7番。

●音喜多委員 今、言われたとおり、中には入っている方には洗濯物が小さい子供などもいて干したいのだけれどもだめと言われたと、生活的にはやはり洗濯物くらいは干すところ、そんなに広くなくてもやはり確保すべきではないのかなと考えます。

そういう意味では、この次、新たに建てるところ、公住の中でどういうふうな方法がいいのか、ぜひ洗濯が少しでも干せるところ、それを確保してあげられるように重々考慮していただきたいなというのが一つ。

それから、もう一つは芝生の関係で、お年寄りに言わせれば畳1枚でも、一坪でも花でも植える場所がほしいと。実際に、見たらばそういうところは芝生がびつと張り詰めて、元拓銀の隣あたりですと松葉の山からバンビがおりてきて昼寝していると、そういう状況の中で果たして花を植えてもいいのかどうなのかという心配事もありますけれども、やはり昔の田辺さんのあたりを見るときれいに刈っているといえば刈っているけれども、年いってくると刈らない人もいらっしやったりして、まちまちなところがあるのですが、やはり年配者にそういう花の一つというか、植えるくらいのスペースというか余裕、やる人にはそういう希望も与えてはていいのではないのかなと思っておりますので、洗濯物と土いじりをすると、そういうなじみの余裕をぜひ考慮していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 余り固いことは言いたくないのですけれども、やはり国のお金を投入して公営住宅法に基づく建物を町が建設するという事は、有利な交付金も交付されます。

そういった中では、やはり全国的に差異のない公営住宅の整備の考え方が求められますから、そういった意味ではその交付要綱に沿う形で、できるだけ今の要望が加味されるように検討した上で計画を立て、現状ではそういうご要望に配慮しながら今後、交付金申請、そのような当たってまいりたいと、このようなことでお許しをいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員長） 7番。

- 音喜多委員 それで終わらそうと思ったのですが、その国がどうのこうのとか、言われれば決め決めの形でくるだろうと、それは想定できます。ただ、実行上、あるいは言い方は変ですけども検定が終わったらば、ちょっと鉄板を建てれば洗濯物が干せるだとか、そういう設計の段階で配慮いただければなど。

松葉あたりでも小さい子供がいて、どうしても衣類、服類、家の中ばかりでは乾かすことはできないと。少し外に出して乾かせればなという話をされていますので、ぜひ住みやすいまちづくりとか、生活しやすい環境だとかという中では表通りに見えるところではなくても、必ず裏側になるところがあるわけですから、そういったところを配慮しながら、ぜひ住宅づくりを進めていただきたいとお願いして終わります。

- 委員長（室崎委員長） 答弁はいいですか。

- 音喜多委員 いいです。

- 委員長（室崎委員長） 3目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員長） なければ、本日はこの程度にとどめ、委員会を明日に延会いたします。

本日は、これにて閉会いたします。

午後 4 時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年 9 月14日

平成29年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長